

## 一般社団法人 日本養豚協会豚産肉能力検定規程

制定 平成3. 1. 1

改正 平成26. 4. 1 2019. 10. 1

(豚産肉能力検定規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）の豚産肉能力検定（以下「産肉検定」という。）は、この規程により行う。

(産肉検定の種類)

第2条 産肉検定は、次の各号に掲げる4種とする。

(1) 後代検定

後代検定は、本会が別に定める豚産肉能力検定実施細則（Ⅰ後代検定実施方法）により、種雄豚及び種雌豚の後代豚の成績を調査、検定する

(2) 直接検定

直接検定は、本会が別に定める豚産肉能力検定実施細則（Ⅱ直接検定実施方法）により、種雄豚及び種雌豚の成績を検定する

(3) 併用検定

併用検定は、本会が別に定める豚産肉能力検定実施細則（Ⅲ併用検定実施方法）及び現場検定実施細則により、種雄豚及び種雌豚とその同腹調査豚（と殺し、検定のための所要の調査を行うもの）の成績を調査、検定する

(4) 現場直接検定

現場直接検定は、本会が別に定める豚産肉能力検定実施細則（Ⅳ現場直接検定実施方法）及び現場検定実施細則により、種雄豚及び種雌豚の成績を検定する

(検定施設の種類)

第3条 産肉検定を実施する検定施設は、次の各号に掲げる2種とする。

(1) 集合検定施設

集合検定施設は、本会が別に定める豚産肉能力集合検定施設承認規程により適当と認める施設

(2) 現場検定施設

現場検定施設は、本会が別記Ⅰに定める基準及び現場検定実施細則により適当と認める施設

(検定飼料)

第4条 産肉検定に用いる飼料は、次の各号に掲げる2種とする。

(1) 豚産肉能力検定用飼料

豚産肉能力検定用飼料は、本会が指定する飼料メーカーが別表1の配合割合で製造した飼料

(2) 検定用指定飼料

検定用指定飼料は、別表2に示す栄養水準で、本会が承認した飼料

(申込み)

第5条 産肉検定に用いる飼料の製造を行う飼料製造メーカーの指定又は、検定用指定飼料の承認を受けようとする者は、次の各号により、それぞれ該当する申込書を本会に提出しなければならない。

(指定期間等)

第6条 豚産肉能力検定用飼料製造メーカーの指定期間及び検定用指定飼料の承認期間は、承認を受けた年度限りとする。ただし、豚産肉能力検定用飼料製造メーカーの指定期間は、特に申し出のない限り自動継続とする。

- (1) 豚産肉能力検定用飼料製造メーカーの指定にあつては、第1号様式
- (2) 検定用指定飼料の承認にあつては、承認を受けようとする飼料の一覧を添えた第2号様式

(料金)

第7条 豚産肉能力検定用飼料製造メーカーの指定料及び検定用指定飼料の承認料は次の各号のとおりとし、毎年度徴収する。

- (1) 豚産肉能力検定用飼料製造メーカー指定料 1社につき 40,000円(税込 44,000円)
- (2) 検定用指定飼料承認料 同 40,000円(税込 44,000円)

(実施細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、産肉検定に関する必要事項については別に実施細則を定める。

附則

1. この規程は平成3年1月1日よりこれを施行する
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人 日本種豚登録協会によりなされた産肉能力検定については、この規程によりなされたものとみなす。
3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた産肉能力検定については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた産肉能力検定については、この規程によりなされたものとみなす。
5. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。
6. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。

## 別記 I.

## 現場検定施設の指定基準

1. 現場検定施設は次の条件を備えているもの。
  - (1) 豚舎内外の飼養環境が整備され、産肉検定が確実に実施できる豚房を有すること
  - (2) 飼料及び水を適正に給与できる給餌、給水器を備えていること
  - (3) 検定豚を秤量する衡機を備えていること
  - (4) 検定成績が正確に記録できる条件を備えていること

## 別表1.

## 豚産肉能力検定用飼料の配合割合

原料	配合割合	備考
とうもろこし	47.00 %	黄色品
マイロ	21.00 %	
大麦	10.00 %	
魚粕	2.30 %	CP含量60%保証
大豆粕	15.00 %	抽出品、CP含量45%保証
アルファルファ	2.30 %	デハイドレイテッドミールCP含量17%保証
炭酸カルシウム	0.50 %	Ca含量38%以上
第3リン酸カルシウム	1.10 %	P含量15%以上
食塩	0.35 %	
微量ミネラル添加物	0.10 %	銅0.5%、鉄5%、マンガン2%、亜鉛5%、ヨウ素0.05%の含量を保証したもの
ビタミンADE添加物	0.10 %	1g中Aを10.000Iu、Dを2.000Iu、Eを10mgの含有を保証したもの
ビタミンB群添加物	0.15 %	1g中B1 1mg、B2 2.5mg、ナイアシン10mg、パントテン酸10mg、B6 0.5mg、コリン20mg、B12 10 $\mu$ gの含有を保証したもの
塩酸L-リジン	0.10 %	98.5%以上

注 . 飼料の粉碎は2.0mm以下とする。

## 別表2.

## 検定用指定飼料の承認基準

本会は、下記の栄養水準を満たす飼料のうちから、検定用指定飼料を毎年度承認する。

	前期飼料		後期飼料	
	%以上	%以上	%以上	%以上
粗蛋白質 (CP)	15	～ 16.5	14	～ 15.5
可消化養分総量 (TDN)	76	～ 78	72	～ 75

## 豚産肉能力検定実施細則

- I 後代検定実施方法  
種雌豚の検定は、同腹生産子豚4頭（雌2、去勢2）を1組とした調査豚（と殺し、検定のための所要の調査を行う豚）により行う。  
種雄豚の検定は、同一種雄豚を異なる4頭の種雌豚に交配し、生産された同腹生産子豚各4組16頭により行う。
1. 検定の実施及び検定施設  
検定の実施は集合検定施設で調査豚を飼養・調査する
  2. 検定のための豚（調査豚）の条件
    - (1) 同腹生産の子豚4頭（雌2、去勢2）を1組とする
    - (2) 体重は、おおむね20kgのもので1腹平均体重に近いもの
    - (3) 疾病その他の異常が認められないもの
  3. 検定豚房の規格
    - (1) 豚房は、その広さが間口120cm以上、奥行270cm以上のもの
    - (2) 1豚房に同腹2頭を収容する
  4. 検定施設への搬入  
調査豚の体重が22～28kgに達したときに、検定施設に搬入する
  5. 検定期間  
調査豚の1組の平均体重が30kgに達したときに検定を開始し、各調査豚が105kgに達したときに、と殺解体して所要の調査を行う
  6. 検定豚房の規格
    - (1) 調査豚は、搬入後検定開始時（体重30kg）までの予備期間中に検定飼料に馴致させるとともに駆虫を行う
    - (2) 検定に用いる飼料は別表1の配合割合による豚産肉能力検定用飼料を使用する
    - (3) 飼料の給与は不断給餌とする
    - (4) 水の給与は不断給水とする
    - (5) 敷料は必要に応じて入れる
  7. 検定豚房の規格
    - (1) 飼料消費量  
豚房別に調査し、調査豚2頭の総消費量を記録する
    - (2) と体については次の測定及び審査を行う
      - ア と肉歩留、と体重量、頭・生皮重量、内臓総重量
      - イ と体長、背腰長、と体幅、脂肪層の厚さ、ロースの太さ、胸椎数及び腰椎数
      - ウ 大割肉片の割合（カタ、ロース・バラ、ハム）
      - エ と体の得点率（枝肉、肩、背腰・脇腹、腿、肉の品質、脂肪の品質）
      - オ 第4～第5胸椎間分割部位のロース切断面の肉色
    - (3) と体の測定方法及びと体分割方法は別記Ⅱによるものとする
    - (4) と体審査は本会が別に定める肉豚審査標準によるものとする
  8. 検定中止
    - (1) 次に該当する場合は検定を中止し、又は検定成績から除外する
      - ア 伝染病にかかった場合、又は切迫と殺を行った場合

イ ヨークシャー及びバークシャーにあつては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあつては生後210日において体重が105kgに達しなかった場合、又は達しないことが確実であると認められる場合

ウ 解剖の結果、著しい病変が確認された場合

エ ロース切断面（第4～第5胸椎間）の肉色をポークカラースタンダードと比較した結果、肉色2以下、又は5を超えるものが1頭でも認められた場合

9. 検定成績の判定基準  
検定成績の判定は、別表3の成績判定基準によるものとする

10. 検定成績証明書の発行  
検定終了豚については、第1号ひな形の証明書を発行する

別記Ⅱ. と体測定及び分割方法

1. 調査豚は24時間絶食後と殺解体し、12時間以上放冷した後、検査を行う。

2. と体測定要領

- (1) と体長 恥骨前端から第1頸椎（凹窩部）まで
- (2) 背腰長 I 恥骨前端から第1胸椎前縁まで  
II 最後腰椎後縁から第1胸椎前縁まで  
III 大割肉片におけるロースの長さ
- (3) と体幅 第4～第5胸椎直上部（前軀切断部位）の幅
- (4) 脂肪層の厚さ 肩 . . . . . 肩の最も厚い部分  
背 . . . . . 背の最も薄い部分  
腰 . . . . . 腰の最も厚い部分  
らんじる部 前端、中央、後端  
腹部  
(前) . . . . . 胸骨後端部  
(中) . . . . . 横隔膜付着部  
(腎臓脂肪を除き赤肉を含めての厚さ)  
(後) . . . . . 最後腰椎部

3. と体の分割要領

- (1) 肩 第4～第5胸椎間で背線に直角に切断する
- (2) ロース・バラ 内腰筋の外側からおよそ5cmのところを背線に平行に切断する
- (3) 腿 最後腰椎と仙椎の間に背線に直角に切断する

別表3. 成績判定基準

1. 判定基準  
成績の判定は、下記の判定基準に照らし該当する符号をもってあらわす

(その1) ランドレース、大ヨークシャー

項 目		A	B	C	D	E	
(1)	1日平均増体重(g以上)	780	720	660	610	609以下	
(2)	飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01以上	
(3)	背腰	長さ(背腰長Ⅱ)(cm以上)	75.0	73.0	72.0	71.0	70.9以下
			太さ(ロース断面積)(cm <sup>2</sup> 以上)	19.0	18.0	16.0	14.0
(4)	ハムの割合(%以上)	29.0	28.0	27.0	26.0	25.9以下	
(5)	背脂肪の厚さ(平均)(cm以内)	2.7	2.9	3.2	3.5	3.6以上	

(その2) ハンプシャー、デュロック

項 目		A	B	C	D	E	
(1)	1日平均増体重(g以上)	760	710	650	590	589以下	
(2)	飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01以上	
(3)	背腰	長さ(背腰長Ⅱ)(cm以上)	72.0	70.0	68.0	66.0	65.9以下
		太さ(ロース断面積)(cm <sup>2</sup> 以上)	22.0	21.0	19.0	17.0	16.9以下
(4)	ハムの割合(%以上)	30.0	29.0	28.0	27.0	26.9以下	
(5)	背脂肪の厚さ(平均)(cm以内)	2.5	2.7	3.0	3.2	3.3以上	

(その3) ヨークシャー、バークシャー

項 目		A	B	C	D	E	
(1)	1日平均増体重(g以上)	660	600	540	480	479以下	
(2)	飼料要求率(以内)	3.50	3.70	3.90	4.20	4.21以上	
(3)	背腰	長さ(背腰長Ⅱ)(cm以上)	72.0	70.0	68.0	66.0	65.9以下
		太さ(ロース断面積)(cm <sup>2</sup> 以上)	19.0	16.0	14.0	12.0	11.9以下
(4)	ハムの割合(%以上)	27.0	26.0	25.0	23.0	22.9以下	
(5)	背脂肪の厚さ(平均)(cm以内)	3.4	3.7	4.1	4.4	4.5以上	

2. 総合点の算出

総合点の算出は、判定項目ごとに、Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは1点を与え、下記の相対重要度を乗じた後に合計することにより算出する。

項 目		点	相対重要度	最高点
(1)	1日平均増体重	1～5	3	15
(2)	飼料要求率	1～5	2	10
(3)	背腰	長さ	1～5	5
		太さ	1～5	5
(4)	ハムの割合	1～5	1	5
(5)	背脂肪の厚さ(平均)	1～5	2	10

3. 総合判定

総合判定は総合点を以下の「総合判定区分」に照らし該当する総合判定を決定する。

「総合判定区分」

42 点	～	50 点のもの	・	・	・	・	・	・	A
34	〃	～ 41	〃	・	・	・	・	・	B
26	〃	～ 33	〃	・	・	・	・	・	C
18	〃	～ 25	〃	・	・	・	・	・	D
10	〃	～ 17	〃	・	・	・	・	・	E

4. 肉質の判定

- (1) 肉質の判定は、総合判定の結果に係らず独立して行う
- (2) 判定は、調査豚のロース切断面（第4～第5胸椎間）の肉色をポークカラースタANDARDと比較することにより行う

## II 直接検定実施方法 直接検定は、集合検定施設において行う

1. 検定のための豚（検定豚）の条件
  - (1) 子豚登記豚
  - (2) 発育正常で体重は、おおむね20kgのもの
  - (3) 疾病その他の異常が認められないもの
2. 検定豚房の規格
  - (1) 豚房は、その広さが間口120cm以上、奥行き270cm以上であり、これにおおむねその3倍の広さを有する運動場が併設されたもの
  - (2) 1豚房に豚1頭を収容する
3. 検定施設への搬入  
検定豚の体重が22～28kgに達したときに、検定施設に搬入する
4. 検定期間  
検定豚の体重が30kgに達したときに検定を開始し、105kgに達したときに終了する
5. 検定豚の飼養管理
  - (1) 検定豚は、搬入後検定開始時（体重30kg）までの予備期間中に検定飼料に馴致させるとともに駆虫を行う
  - (2) 検定に用いる飼料は別表1の配合割合による豚産肉能力検定用飼料を使用する
  - (3) 飼料の給与は不断給餌とする
  - (4) 水の給与は不断給水とする
  - (5) 敷料は必要に応じて入れる
6. 調査項目及び調査方法
  - (1) 飼料消費量  
個体ごとに総消費量を記録する
  - (2) 検定終了時に次の測定及び審査を行う
    - ア 背脂肪（背）の厚さ  
超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位で正中線から2～3cm離れたところの背脂肪（背）の厚さ（表皮及び真皮を含む）を測定する
    - イ ロース断面積  
超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位のロース断面積を測定する
    - ウ 種豚としての適格性  
一般体型、肢蹄の状態、繁殖能力等について種豚としての適格性を審査する
7. 検定中止
  - (1) 次に該当する場合は検定を中止する
    - ア 伝染病にかかった場合、又は切迫と殺を行った場合
    - イ ヨークシャー及びバークシャーにあつては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあつては生後210日において体重が105kgに達しなかった場合、又は達しないことが確実であると認められる場合
    - ウ 種豚としての適格性が不適格であると判明した場合
8. 検定成績の判定基準
  - (1) 検定成績の総合判定はA～Eの5区分とする

- (2) 検定成績の判定項目は、1日平均増体重、飼料要求率、ロース断面積、背脂肪（背）の厚さ及び種豚としての適格性の5項目とし、別表4の成績判定基準により判定する

9. 検定成績証明書の発行  
 検定終了豚については、第2号ひな形の証明書を発行する

別表4.

成績判定基準

(その1) ランドレース、大ヨークシャー

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	780	720	660	610	609以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01以上
(3) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	33.0	31.0	27.0	24.0	23.9以下
(4) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	1.7	1.8	2.0	2.2	2.3以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

(その2) ハンプシャー、デュロック

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	760	710	650	590	589以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01以上
(3) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	39.0	37.0	33.0	30.0	29.9以下
(4) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	1.7	1.8	2.0	2.1	2.2以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

(その3) ヨークシャー、バークシャー

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	660	600	540	480	479以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.50	3.70	3.90	4.20	4.21以上
(3) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	34.0	29.0	25.0	21.0	20.9以下
(4) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

### III 併用検定実施方法

併用検定は、同腹の検定豚（と殺は行わず、そのもの自身につき検定のための所要の調査を行う豚）及び調査豚（と殺し、検定のための所要の調査を行う豚）により行う。

1. 検定の実施及び検定施設  
検定の実施は次のいずれかによる。
  - (1) 集合検定施設で検定豚及び調査豚を飼養・調査するもの
  - (2) 現場検定施設で検定豚を、集合検定施設で調査豚を飼養・調査するもの
2. 1の(2)にあつては、本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検定委員の指導及び監督を受ける。
3. 検定のための豚の条件
  - (1) 検定豚は、子豚登記豚
  - (2) 調査豚は、検定豚と同腹生産の子豚2頭（雌1、去勢1）を1組とする
  - (3) 検定豚は、発育正常で体重は、おおむね20kgのもの
  - (4) 調査豚は、体重おおむね20kgのもので1腹平均体重に近いもの
  - (5) 疾病その他の異常が認められないもの
4. 検定豚房の規格
  - (1) 集合検定  
ア 検定豚の豚房は、その広さが間口120cm以上、奥行き270cm以上であり、これにおおむねその3倍の広さを有する運動場が併設されたもの  
イ 検定豚については、1豚房に豚1頭を収容する  
ウ 調査豚の豚房は、その広さが間口120cm以上、奥行き270cm以上のもの  
エ 調査豚については、1豚房に同腹2頭を収容する
  - (2) 現場検定  
豚房及び運動場の広さについての制限を行わない。又、1豚房における同腹検定豚の群飼も認めるものとする
5. 検定施設への搬入  
体重が22～28kgに達したときに、検定豚にあつては、集合検定施設又は現場検定施設のいずれかに、調査豚にあつては、集合検定施設に搬入する
6. 検定期間
  - (1) 検定豚については、体重が30kgに達したときに検定を開始し、105kgに達した時に終了する。ただし、現場検定にあつては100～110kgまでの任意の体重で検定を終了することができる。この場合の成績は、以下の補正定数を用いて体重105kg時の成績に換算する

品種	形質	1日平均増体重	ロース断面積	背脂肪(背)の厚さ
L.	W	g / kg	cm <sup>2</sup> / kg	cm / kg
H.	D	-2.5	0.19	0.01
Y.	B			

- (2) 調査豚については、1組の平均体重が30kgに達したときに検定を開始し、各調査豚が105kgに達したときに、と殺解体して所要の調査を行う

7. 検定豚及び調査豚の飼養管理
  - (1) 検定豚及び調査豚は、搬入後検定開始時（体重30kg）までの予備期間中に検定飼料に馴致させるとともに駆虫を行う
  - (2) 検定に用いる飼料は別表1の配合割合による豚産肉能力検定用飼料及び別表2の基準による検定用指定飼料を使用する。この場合、集合検定施設にあっては、豚産肉検定用飼料を、現場検定施設にあっては、豚産肉能力検定用飼料、又は検定用指定飼料を使用する
  - (3) 検定用指定飼料は、検定開始日から50日間は前期飼料、51日以降は後期飼料を給与する
  - (4) 飼料の給与は不断給餌とする
  - (5) 水の給与は不断給水とする
  - (6) 敷料は必要に応じて入れる
  
8. 調査項目及び調査方法
  - (1) 検定豚
    - ア 飼料消費量  
集合検定にあっては、個体ごとに総消費量を記録し、現場検定にあっては、総消費量を記録する
    - イ 検定終了時に次の測定及び審査を行う
      - (ア) 背脂肪（背）の厚さ  
超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位で正中線から2～3cm離れたところの背脂肪（背）の厚さ（表皮及び真皮を含む）を測定する
      - (イ) ロース断面積  
超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位のロース断面積を測定する
      - (ウ) 種豚としての適格性  
一般体型、肢蹄の状態、繁殖能力等について種豚としての適格性を審査する
  - (2) 調査豚
    - ア 飼料消費量  
豚房別に調査し、調査豚2頭の総消費量を記録する
    - イ 調査豚は24時間絶食後と殺解体し、12時間以上放冷した後、検査を行う
      - (ア) 背腰の長さ（背腰長Ⅱ）  
最後腰椎後縁から第1胸椎前縁までの長さを測定する
      - (イ) 背腰の太さ（ロース断面積）  
第4～第5胸椎間で背線に直角に分割した部位のロース断面積を測定する
      - (ウ) 背脂肪（背）の厚さ  
肩（肩の最も厚い部分）、背（背の最も薄い部分）、及び腰（腰の最も厚い部分）の3部位を測定し、平均を求める
      - (エ) ハムの割合  
最後腰椎と仙椎の間で背線に直角に分割したハムの重量を測定する
      - (オ) 肉質  
ポークカラースタンドードにより、第4～第5胸椎間分割部位のロース切断面の肉色を判定する
  
9. 検定の中止
  - (1) 検定豚が、次に該当する場合は検定を中止する
    - ア 伝染病にかかった場合、又は切迫と殺を行った場合
    - イ ヨークシャー及びバークシャーにあっては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあっては生後210日において体重が105kgに達しなかった場合、又は達しないことが確実であると認められるた場合
    - ウ 種豚としての適格性が不適格であると判明した場合

- (2) 調査豚が、次に該当する場合は検定を中止し、又は検定成績から除外する
- ア 伝染病にかかった場合、又は切迫と殺を行った場合
- イ ヨークシャー及びバークシャーにあっては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあっては生後210日において体重が105kgに達しなかった場合、又は達しないことが確実であると認められるた場合
- ウ 解剖の結果、著しい病変が確認された場合
- エ ロース切断面（第4～第5胸椎間）の肉色をポークカラースタANDARDと比較した結果、肉色2以下、又は5を超えるものが1頭でも認められた場合
- (3) 調査豚1組（2頭）中1頭が検定から除外された場合は、1頭で検定を行うが、2頭が除外された場合は検定を中止する
10. 検定を中止した場合の特別措置  
調査豚1組（2頭）が除外され検定を中止した場合は、検定豚は直接検定又は現場直接検定として継続することができる
11. 検定成績の判定基準  
検定成績の判定は別表5の成績判定基準によるものとする
12. 検定成績証明書の発行  
検定終了豚については、第3号ひな形の証明書を発行する。

別表5. 成績判定基準

1. 判定基準  
成績の判定は、下記の判定基準に照らし該当する符号をもってあらわす。

- (1) 調査豚判定基準  
(その1) ランドレース、大ヨークシャー

項 目		A	B	C	D	E	
(1)	1日平均増体重(g以上)	780	720	660	610	609以下	
(2)	飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01以上	
(3)	背腰	長さ(背腰長Ⅱ)(cm以上)	75.0	73.0	72.0	71.0	70.9以下
		太さ(ロース断面積)(cm <sup>2</sup> 以上)	19.0	18.0	16.0	14.0	13.9以下
(4)	ハムの割合(%以上)	29.0	28.0	27.0	26.0	25.9以下	
(5)	背脂肪の厚さ(平均)(cm以内)	2.7	2.9	3.2	3.5	3.6以上	

- (その2) ハンプシャー、デュロック

項 目		A	B	C	D	E	
(1)	1日平均増体重(g以上)	760	710	650	590	589以下	
(2)	飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01以上	
(3)	背腰	長さ(背腰長Ⅱ)(cm以上)	72.0	70.0	68.0	66.0	65.9以下
		太さ(ロース断面積)(cm <sup>2</sup> 以上)	22.0	21.0	19.0	17.0	16.9以下
(4)	ハムの割合(%以上)	30.0	29.0	28.0	27.0	26.9以下	
(5)	背脂肪の厚さ(平均)(cm以内)	2.5	2.7	3.0	3.2	3.3以上	

- (その3) ヨークシャー、バークシャー

項 目		A	B	C	D	E	
(1)	1日平均増体重(g以上)	660	600	540	480	479以下	
(2)	飼料要求率(以内)	3.50	3.70	3.90	4.20	4.21以上	
(3)	背腰	長さ(背腰長Ⅱ)(cm以上)	72.0	70.0	68.0	66.0	65.9以下
		太さ(ロース断面積)(cm <sup>2</sup> 以上)	19.0	16.0	14.0	12.0	11.9以下
(4)	ハムの割合(%以上)	27.0	26.0	25.0	23.0	22.9以下	
(5)	背脂肪の厚さ(平均)(cm以内)	3.4	3.7	4.1	4.4	4.5以上	

## (2) 検定豚判定基準

## (その1) ランドレース、大ヨークシャー

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	780	720	660	610	609以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01以上
(3) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	33.0	31.0	27.0	24.0	23.9以下
(4) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	1.7	1.8	2.0	2.2	2.3以上
	1.7	2.0	2.3	2.6	2.7以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

注：背脂肪（背）の厚さの上段は集合検定、下段は現場検定によるものとする。

## (その2) ハンプシャー、デュロック

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	760	710	650	590	589以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.40	3.60	3.80	4.00	4.01以上
(3) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	39.0	37.0	33.0	30.0	29.9以下
(4) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	1.7	1.8	2.0	2.1	2.2以上
	1.7	2.0	2.3	2.6	2.7以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

注：背脂肪（背）の厚さの上段は集合検定、下段は現場検定によるものとする。

## (その3) ヨークシャー、バークシャー

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	660	600	540	480	479以下
(2) 飼料要求率(以内)	3.50	3.70	3.90	4.20	4.21以上
(3) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	34.0	29.0	25.0	21.0	20.9以下
(4) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9以上
(5) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

## 2. 総合点の算出

総合点の算出は、調査豚と検定豚の成績について判定項目ごとに、Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは1点を加え、下記の相対重要度及び調整係数を乗じた後に合計することにより算出する。

	項目	点	相対重要度	調整係数	点数範囲	
調査豚	(1) 1日平均増体重	1~5	3	0.4	1.2~6.0	
	(2) 飼料要求率	1~5	2	0.4	0.8~4.0	
	(3) 背腰	長さ	1~5	1	1.0	1.0~5.0
		太さ	1~5	1	0.4	0.4~2.0
	(4) ハムの割合	1~5	1	1.0	1.0~5.0	
(5) 背脂肪の厚さ(平均)	1~5	2	0.4	0.8~4.0		
検定豚	(1) 1日平均増体重	1~5	3	0.6	0.8~4.1	
	(2) 飼料要求率	1~5	2	0.6	0.8~4.2	
	(3) ロースの断面積	1~5	1	0.6	0.8~4.3	
	(4) 背脂肪の厚さ(平均)	1~5	2	0.6	0.8~4.4	
合計					10.0~50.0	

注：① 調査豚の成績が1頭の場合、調査豚の調整係数を0.4から0.3に、検定豚の調整係数を0.6から0.7に変更して算出する

注：② 現場検定の場合の飼料要求率は、調査豚の調整係数を0.4から1.0に、検定豚の調整係数を0.6から0に変更して算出する

3. 総合判定  
総合判定は総合点を以下の「総合判定区分」に照らし該当する総合判定を決定する。

「総合判定区分」

42 点	～	50 点のもの	・	・	・	・	・	・	A
34	〃	～ 41	〃	・	・	・	・	・	B
26	〃	～ 33	〃	・	・	・	・	・	C
18	〃	～ 25	〃	・	・	・	・	・	D
10	〃	～ 17	〃	・	・	・	・	・	E

4. 肉質の判定  
(1) 肉質の判定は、総合判定の結果に係らず独立して行う  
(2) 判定は、調査豚のロース切断面（第4～第5胸椎間）の肉色をポークカラースタンドと比較することにより行う

IV 現場直接検定実施方法

現場直接検定は、現場検定施設において行う。  
この場合、実施にあたっては、本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検定委員の指導及び監督を受ける。

1. 検定のための豚の条件  
(1) 子豚登記豚  
(2) 発育正常で体重は、おおむね20kgのもの  
(3) 疾病その他の異常が認められないもの
2. 検定豚房の規格  
豚房及び運動場の広さについての制限を行わない。又、1豚房における同腹検定豚の群飼も認めるものとする
3. 検定施設への搬入  
検定豚の体重が22～28kgに達したときに、検定施設に搬入する
4. 検定期間  
検定豚の体重が30kgに達したときに検定を開始し、105kgに達したときに終了する。ただし、100～110kgまでの任意の体重で検定を終了することができる。この場合の成績は、以下の補正定数を用いて体重105kg時の成績に換算する

品種	形質	1日平均増体重	ロース断面積	背脂肪(背)の厚さ
L.	W	g / kg	cm <sup>2</sup> / kg	cm / kg
H.	D	-2.5	0.19	0.01
Y.	B			

5. 検定豚の飼養管理  
(1) 検定豚は、搬入後検定開始時（体重30kg）までの予備期間中に検定飼料に馴致させるとともに駆虫を行う  
(2) 検定に用いる飼料は別表1の配合割合による豚産肉能力検定用飼料及び別表2の基準による検定用指定飼料を使用する  
(3) 検定用指定飼料は、検定開始日から50日間は前期飼料、51日以降は後期飼料を給与する  
(4) 飼料の給与は不断給餌とする  
(5) 水の給与は不断給水とする  
(6) 敷料は必要に応じて入れる

6. 調査項目及び調査方法
- (1) 飼料消費量  
総消費量を記録する
- (2) 検定終了時に次の測定及び審査を行う
- ア 背脂肪（背）の厚さ  
超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位で正中線から2～3cm離れたところの背脂肪（背）の厚さ（表皮及び真皮を含む）を測定する
- イ ロース断面積  
超音波ロース断面測定機で体長の1/2部位のロース断面積を測定する
- ウ 種豚としての適格性  
一般体型、肢蹄の状態、繁殖能力等について種豚としての適格性を審査する
7. 検定中止
- (1) 検定豚が、次に該当する場合は検定を中止する
- ア 伝染病にかかった場合、又は切迫と殺を行った場合
- イ ヨークシャー及びバークシャーにあつては生後260日、ランドレース、大ヨークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあつては生後210日において体重が105kgに達しなかった場合、又は達しないことが確実であると認められるた場合
- ウ 種豚としての適格性が不適格であると判明した場合
8. 検定成績の判定基準
- (1) 検定成績の総合判定はA～Eの5区分とする
- (2) 検定成績の判定項目は、1日平均増体重、ロース断面積、背脂肪（背）の厚さ及び種豚としての適格性の4項目とし、別表6の成績判定基準により判定する
9. 検定成績証明書の発行  
検定終了豚については、第4号ひな形の証明書を発行する

別表6. 成績判定基準  
(その1) ランドレース、大ヨークシャー

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	780	720	660	610	609以下
(2) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	33.0	31.0	27.0	24.0	23.9以下
(3) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	1.7	2.0	2.3	2.6	2.7以上
(4) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

(その2) ハンプシャー、デュロック

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	760	710	650	590	589以下
(2) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	39.0	37.0	33.0	30.0	29.9以下
(3) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	1.7	2.0	2.3	2.6	2.7以上
(4) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

(その3) ヨークシャー、バークシャー

項目	A	B	C	D	E
(1) 1日平均増体重(g以上)	660	600	540	480	479以下
(2) ロースの断面積(cm <sup>2</sup> 以上)	34.0	29.0	25.0	21.0	20.9以下
(3) 背脂肪の(背)の厚さ(cm以下)	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9以上
(4) 種豚としての適格性	適 格			不適格	

## 現場検定実施細則

併用検定における現場検定及び現場直接検定（以下「検定」という。）は、豚産肉能力検定実施細則に定めるもののほかこの実施細則により行う。

1. 現場検定施設の指定を受けようとする者は、毎年1月末日までに第1号様式の申込書を委託団体（本会登録業務等の実施に関する規程により指定した委託団体をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、委託団体が都道府県内に存在しない場合は、本会に直接提出しなければならない
2. 委託団体が前項の申込書を受理したときは、認定に必要な調査を行った上、第2号様式の推薦書を添えて本会に提出しなければならない
3. 認定に必要な調査は、本会が別に定める現場検定施設の認定基準に適合するか否かを確認するとともに、豚舎内外の飼養環境の整備状況については、本会が別に定める指定種豚場認定規程「衛生管理状況評価基準」により実施する
4. 本会が第2項の申込書及び推薦書を受理したときは、認定に必要な調査を行った上、その結果に基づき認定施設を決定し、委託団体及び申込者に通知するとともに、第1号ひな形の看板を交付する
5. 現場検定施設の認定期間は、認定を受けた年度限りとし、毎年度認定の更新を行うものとする
6. 現場検定施設の認定料は、次のとおりとし、認定を受けた者は認定料を納付するものとする  
  
現場検定の施設認定料      2,000円（税込 2,200円）（認定年度内）  
ただし、本会の指定種豚場は上記の料金を徴収しない
7. 検定を受けようとする者は、第3号様式の申込書を本会又は委託団体に提出しなければならない  
ただし、申込者又は委託団体が、登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、電子申請を利用した場合は、本規程に定める申込書を提出したものとみなす
8. 検定料及びその他の料金は、次の各号のとおりとする
  - (1) 現場検定終了証明料      1頭につき      1,000円（税込 1,100円）
  - (2) 現場検定・指導料      1腹につき      5,000円（税込 5,500円）  
（申込者と同一組織に所属する検定委員以外に委託した場合）
9. 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない
10. 本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検定委員は原則として、検定の開始時及び終了時に立会い所要の調査項目の成績収集を行い、必要に応じて指導及び監督を行う
11. この細則によって行う事務手続は、本会が別に定める登録等事務処理

要領により行う

附則

1. この細則は平成3年1月1日よりこれを施行する。
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人 日本種豚登録協会によりなされた豚産肉能力検定については、この細則によりなされたものとみなす。
3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた豚産肉能力検定については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた検定については、この細則によりなされたものとみなす。
5. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。
6. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。